資料１

調布市景観計画の改定について

1　改定の背景・目的

景観計画の策定から１０年が経過し，調布市総合計画や調布市都市計画マスタープランの策定等，本計画を取り巻く新たな動向に対応する必要性が生じています。

・景観計画の策定（平成 26 年 2 月）以降の社会情勢や市内の開発動向に伴う変化
→京王線地下化，駅前広場，都市計画道路の整備など
→実態に即した運用など

・上位計画の見直しに伴うまちづくりの方向性の変化への対応
→都市計画マスタープラン策定（令和 5 年 9 月）に伴う市内の拠点となる駅の位置づけの変化や京王線の地下化後の中心市街地における新たなまちづくりなど

・市民意識の変化や新たなツールへの対応
→生活様式の変化や市への来訪者の変化など
→夜間景観，デジタルサイネージ，プロジェクションマッピングなど

2　改定のポイント

景観計画を取り巻く課題や各種施策の進捗状況の評価，市民や調布市景観審議会の意見を踏まえて改定のポイントを整理します。

視点１：計画全般について
→景観計画の構成など

視点２：景観形成の基本目標・基本方針等について
→景観形成の基本目標・基本方針や景観形成の目標など

視点３：景観計画区域（対象範囲・景観形成方針・基準等）について
→景観形成推進地区の対象範囲，景観形成方針・基準など

視点４：届出制度による景観形成について
→開発行為等の届出など

視点５：景観重要建造物，重要樹木，公共施設等について
→候補の選定，資源の抽出など

視点６：市民意識の変化や新たなツールへの対応
→夜間景観，デジタルサイネージ，プロジェクションマッピングなど

視点７：協働による身近な景観まちづくりについて
→小学校区の景観まちづくり，役割など

視点１：計画全般について

景観計画の幅広い理解を進めるため，構成の検討を行います。

〈現況・課題〉

・景観計画の届出等を行う事業者向けの構成となっていることから，幅広く市民への理解が進んでいないことが考えられる。

〈改定の方向性〉

・景観特性や目標，方針を踏まえ，「調布の景観」に関する内容について検討する。

・幅広く景観まちづくりへの理解を促すため，構成の見直しを検討する。

〈改定に向けたイメージ〉

・現行計画では，景観法に基づく届出制度を中心とした構成としているが，アンケート結果から景観計画の市民の認知度を高めていく必要があることから，計画前半に，景観形成に対する考え方や取組をわかりやすく示すことで，より広く市民に手に取ってもらえるような計画となることを目指します。また，景観法に基づく届出制度については必要に応じた手引きや基準の解説などによる補足も検討します。

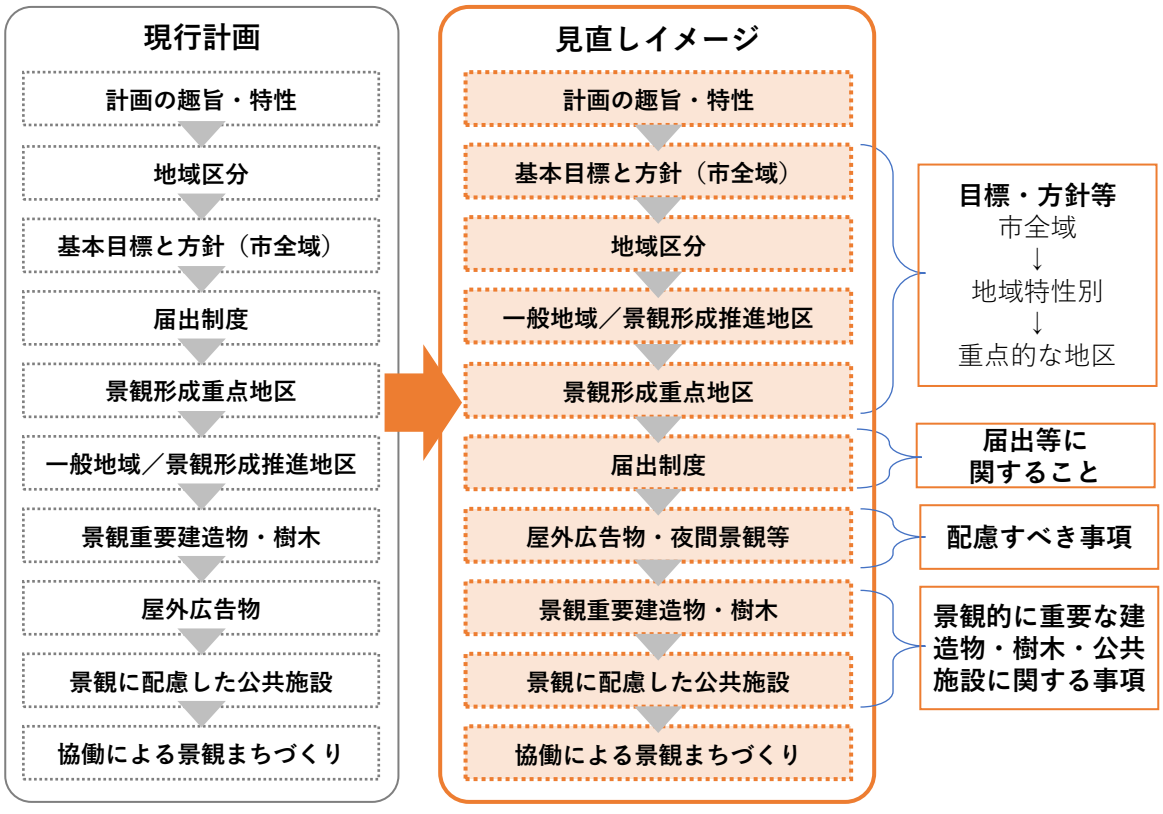

視点２：景観形成の基本目標・方針等について

基本目標・基本方針について，一定程度浸透していること等も踏まえ，現行計画を引き継ぎます。

そのうえで，計画や市の景観形成の取組への市民，事業者の幅広い理解を促進するため，景観特性や地域ごとの景観まちづくりの目標（方向性）を示します。

〈現況・課題〉

・基本目標，基本方針については一定の理解を得られているが，景観形成の目標については，重点地区を示すのみとなっている。

〈改定の方向性〉

・目標・方針から重点地区・推進地区等への繋がりを分かりやすく表現できるよう工夫する。

・目標・方針は市全体を踏まえた内容となっていることから，地域の景観特性を踏まえた景観形成の目標等の追加を検討する。

〈改定に向けたイメージ〉

・基本目標や基本方針や景観特性を踏まえた景観形成の目標を示せるように見直しを行います。

・基本目標・基本方針を受けて各項目という流れとなっているが，重点地区・推進地区などの景観特性に応じた景観形成の目標（方向性）などを示します。

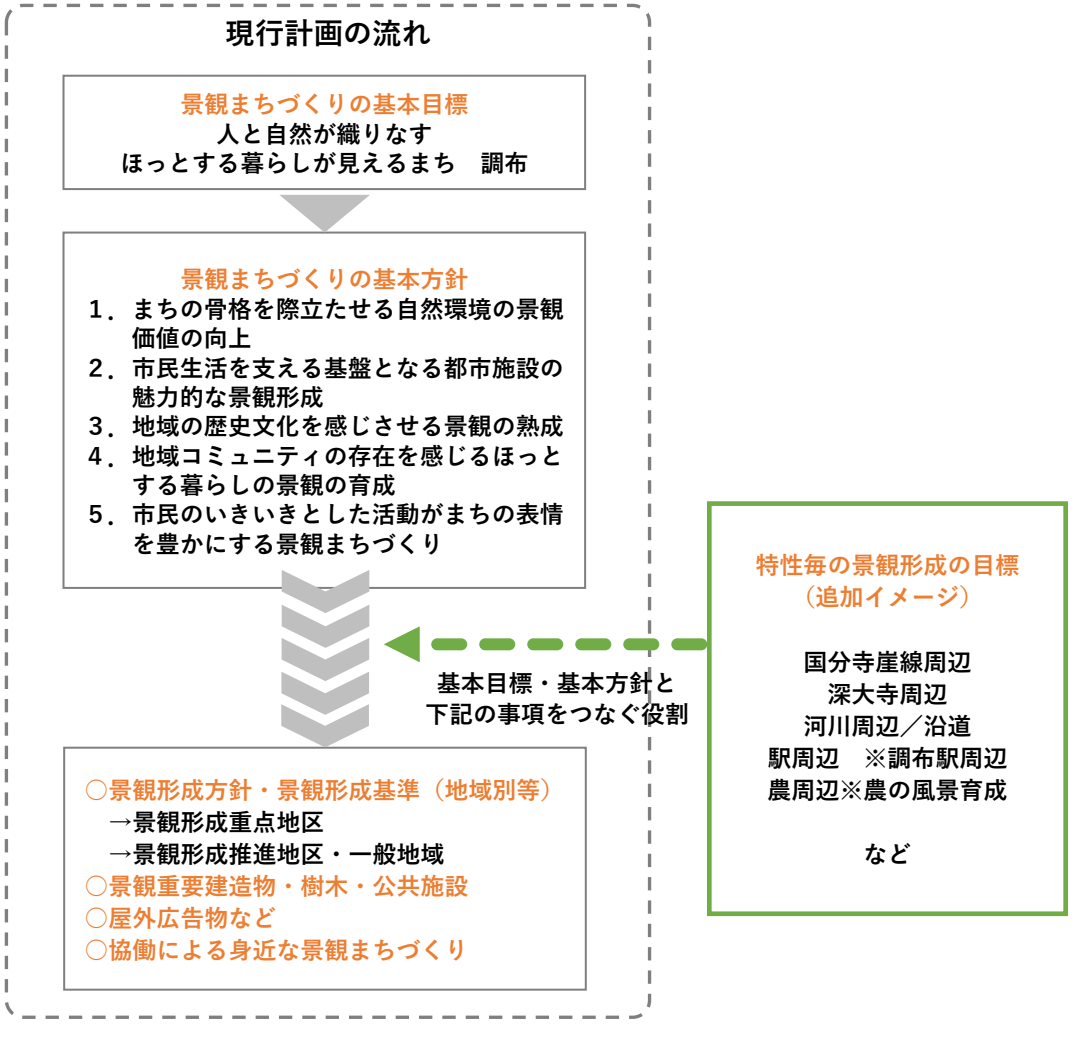

〈改定に向けたイメージ〉

・基本目標・基本方針を踏まえ，市の土地利用や特性を踏まえた景観形成の目標（下記のイメージ案参照）を示します。

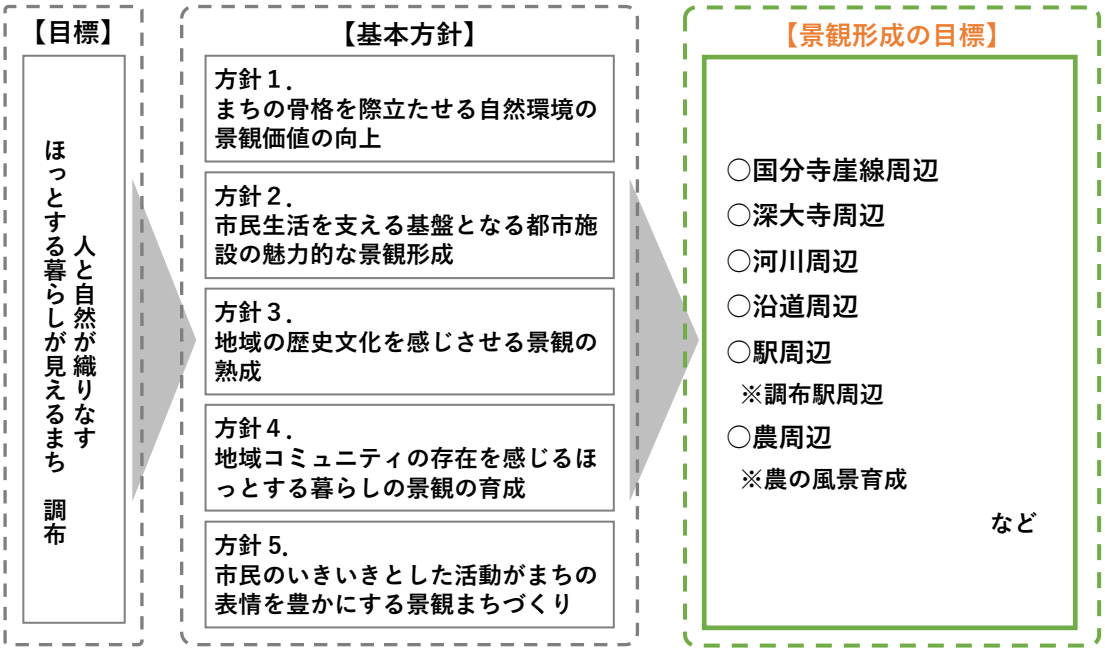

・景観形成推進地区の中で特徴のある地区については，さらに景観形成の考え方や取組を示します。（下記２地区などを想定）

地区	位置付け　※関連計画で一定の方向性が示されているなど
① 調布駅周辺 地区	都市計画マスタープランにおいて市の顔となる「中心拠点地区」として市の顔として位置付けられている調布駅周辺において，魅力的な市街地の形成を目指すとして定められた「調布駅周辺地区計画」の範囲を対象／現行計画では「駅」の景観形成推進地区に該当
② 深大寺・佐須の農の風景育成地区	武蔵野の面影を感じさせる農景観として「農の里（現行計画では「農」の景観形成推進地区に指定）」に位置付けられ，その中でも農地や屋敷林などがまとまっている地区として「農の風景育成地区」に指定されている「深大寺・佐須の農の風景育成地区」を対象／現行計画では「農」の景観形成推進地区に該当

農の風景育成地区とは（※東京都が指定し運営は区市町村）

都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り，特色ある風景を形成している地域について，区市町が，将来にわたり風景を保全，育成するとともに，都市環境の保全，レクリエーション，防災等の緑地機能を持つ空間として確保する地区

○地区指定で想定される効果

1．農の風景育成地区内では，散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定することを可能とし，これにより農業の継続が困難となった場合にも，区市町が農地を取得し農業公園として整備することができます。

2．地区指定に際し，農業者との協力，連携が図られることで，農地の活用を通した農業者と地域住民との交流がさらに促進されます。

3．都市農地の重要性などについての住民の理解が進み，農のある風景が育まれます。

視点３：景観計画区域（対象範囲・景観形成方針・基準等）について

上位計画である調布市都市計画マスタープラン（令和５年８月）の策定による位置づけの変更及び関連計画や開発状況も踏まえ，以下の点で見直しを検討する。その際，景観形成重点地区については，指定の経緯や運用面の状況を考慮し，現行の内容を継続します。

（１）対象範囲について

〈現況・課題〉

・計画策定後，上位計画及び関連計画等の策定，改定が行われている。
・計画策定後の街づくりの進捗状況を踏まえた見直しが必要である。

〈改定の方向性〉

・上位計画・関連計画との整合性を図る。
・推進地区の対象範囲は，地域特性や連続性の確保も踏まえた形で見直す必要がある。

〈改定に向けたイメージ〉

・「都市計画マスタープラン／景観分野」での位置づけや京王線の地下化，都市計画道路の整備状況，土地利用の変化などを勘案し，以下の各推進地区の考え方を踏まえ，対象範囲の見直しを行います。また対象範囲については用途地域，地形地物，町丁目など区域での線引きが可能なことを基本とします。（道路や河川は境界線より○ｍなど）／詳細は別紙参照

地区	指定の考え方と追加対象
水	①上位計画である「都市マス」での「河川などの水辺の景観形成」に位置付けられていること ②河川沿いに散策路，河川側に建物正面が向いているなど，河川と沿道が一体的に見ることができる空間が連続的に確保されていること（暗渠などがないなど） →①には「仙川」「入間川」「府中用水」が該当するが，②，③の条件を踏まえて「仙川（河川区域から概ね 20mの範囲）」を追加対象とする。
道	①計画幅員 12m 以上の都市計画道路であり，少なくとも一方が市外へ通じていること ②上位計画である「都市マス」で「緑の連結軸」に位置付けられていること ③整備済み及び整備完了が予定されていること。（実際の線引きされるため現道がないもしくは整備が数年後や未定の場合は進捗状況や用地地域の変更にあわせて対応） ④鉄道敷地上部 →①及び③に該当する「調布 3・4・33 号線～調布 3・3・34 号線」を追加対象とする。 →現行計画では「駅」に該当していた調布～国領間の鉄道敷地については，京王線の地下化により，緑道，生活道路のほか，自転車等駐車場等の整備が行われ，新たに上空への眺望が広がる都市空間となったことから「道」に変更する。
駅	①上位計画である「都市マス」で「中心拠点」「地域拠点」に位置付けられている市内の鉄道駅周辺で用途地域が「商業地域」及び「近隣商業地域」の一部 ②上記以外の用途地域だが駅周辺として賑わい等を目的とした一体的なまちづくりを実施している地域 →「調布駅周辺」については京王線の地下化による周辺動向の変化及び地区計画による駅周辺のまちづくりを進めていることからを現行の範囲に地区計画の範囲を追加対象とする。 →「国領駅周辺」は，狛江通り沿道の一部が対象外となっていたため，一体的なまちづくりを進める観点から追加対象とする。 →「京王多摩川駅」は，駅西側の開発と南北を通る沿道部分については，一体的なまちづくりを進める観点から追加対象とする。
農	①上位計画である「都市マス」で「武蔵野の原風景の保全」に位置付けられていること ②生産緑地など，農地としての土地利用が図られていること。 →①及び②に該当する「深大寺北部地域」を追加対象とする。 →現行計画で対象となる「染地・布田地域」については，土地利用の状況を踏まえて当該地域の北側部分の一部を追加対象とする。

（２）景観形成方針・景観形成基準について

〈現況・課題〉

・景観形成方針や基準については，景観法の届出に係る協議等に資するよう，事業者や市民により理解しやすい表現としていく必要がある。

〈改定の方向性〉

・対象範囲の検討とあわせて，形成方針の意図が伝わるように表現を工夫する。

・現行基準をベースに４つの地区の特性を踏まえた基準の追加を検討する。

〈改定に向けたイメージ〉

景観形成方針について

・原則現行計画の内容を引き継ぎつつ，各方針の意図が伝わるように表現を追加する。
（次頁参照）

景観形成基準について

・地域特性を考慮し，下記の事項を踏まえた基準の追加を検討する。

区分・地域		景観形成基準／追加を検討している事項
建築物の新築等	水	・河川の潤いや風景などを活かすため，河川側に水辺を感じる・楽しめる施設の配置に関する事項 ・河川や水辺空間への圧迫感を軽減するための形態・意匠に関する事項 ・光の反射等を含め河川や水辺空間及びその周辺の影響を考慮した素材に関する事項 ・水辺や河川の魅力を活かすための照明や夜間景観に関する事項 ・光害に関する事項
	道	・沿道空間への圧迫感を軽減するための形態・意匠に関する事項 ・光の反射等を含め沿道景観及びその周辺の影響を考慮した素材に関する事項 ・光害に関する事項・
	駅	・駅前空間への圧迫感を軽減するための形態・意匠に関する事項 ・光の反射等を含め駅前空間及びその周辺の影響を考慮した素材に関する事項 ・光害に関する事項 〇調布駅 ・駅前広場に面する場所の周辺建物との調和に関する事項 ・照明等の効果的活用による夜間景観の演出に関する事項
	農	・高低差や斜面地などの地形に変化がある場所に関する事項 ・光の反射等を含め住宅地や農地のある場所とその周辺の影響を考慮した素材に関する事項 ・農地や住宅地などの混在する中での緑地の連続性に関する事項 ・光害に関する事項
	全体	・現行の運用にあわせ，色彩基準の無彩色に関する表記の追加 ・太陽光パネル等の設置に関して色彩の壁面や屋根面に関する表記の追加
工作物		・擁壁の素材や緑化に関する事項　など
開発行為		・敷地内の緑化や樹種に関する事項　など

景観形成方針について

地区	景観形成方針	
	現行	変更案　※赤字部分
水	・多摩川の空が大きく広がる開放感のある景観の魅力を高めます。 ・野川などがつくり出す多様な自然環境の魅力を高めます。 ・調布らしさを感じさせる水辺空間の魅力を高めます。	方針①：多摩川の空が大きく広がる開放感のある景観の魅力を高めます。 →河川敷の広がりのある眺望景観の確保 →橋や対岸からの眺望を活かした景観の形成 方針②：野川や仙川などがつくり出す多様な自然環境の魅力を高めます。 →自然環境の保全による緑の連続性の確保 方針③：調布らしさを感じさせる水辺空間の魅力を高めます。 →地域特性を活かした親しみやすい水辺の創出
道	・まちとまちを結び，快適な市民生活を支える主要な道路の景観形成を図ります。 ・誰もが安全・安心に移動できる歩道空間の景観形成を図ります。 ・連続した街並みを意識した沿道の景観誘導を図ります。 ・宿場町の面影を生かした旧甲州街道沿いの街並み景観の熟成を図ります。	方針①：まちとまちを結び，快適な市民生活を支える主要な道路の景観形成を図ります。 →沿道のにぎわいの連続性の確保 方針②：誰もが安全・安心に移動できる歩道空間の景観形成を図ります。 →快適な歩道空間の確保 方針③：連続した街並みを意識した沿道の景観誘導を図ります。 →沿道や周囲と調和したデザインや色彩への配慮 →緑化の推進によるまとまりや連続性のある緑の創出 方針④：宿場町の面影を生かした旧甲州街道沿いの街並み景観の熟成を図ります。 →歴史的な背景を生かした街並み景観の形成 方針⑤：京王線連続立体交差事業によって創出された調布・布田・国領 3 駅の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地跡地の眺望に配慮し，新たな都市空間沿道の景観形成を図ります。
駅	・中心市街地の拠点となる調布駅周辺の景観形成を図ります。 ・駅周辺の建築物や屋外広告物などの様々な景観要素へ配慮します。 ・京王線連続立体交差事業による中心市街地の新たな景観形成を図ります。 ・地域特性に応じた個性的な駅周辺の景観誘導を図ります。 調布駅周辺の景観形成 ・人々の交流を促す憩いの空間を創出する ・ゆとりの感じられる連続的な歩行者空間を創出する ・建築物の低層部は，歩行者の視線に配慮した連続性のあるにぎわいを演出する ・駅，駅前広場，主要な道路などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する ・積極的な緑化により，潤いの感じられる街並みを形成する	方針①：拠点となる駅周辺では市の顔として，賑わいとともに風格のある景観づくりを進めます。 →人々が集い・憩い・活力ある駅前空間の創出 方針②：駅周辺の建築物や屋外広告物などの様々な景観要素へ配慮します。 →デザインや色彩，配置など周辺景観との調和 方針③：地域特性に応じた個性的な駅周辺の景観誘導を図ります。 →地域の顔となる駅前空間の創出 方針④：駅前広場や道路などの公共空間と一体になった，ゆとりある空間の創出に努めます。 →快適さとにぎわいのある歩行空間の創出 調布駅周辺地区の景観形成 ・人々の交流を促す憩いの空間と賑わいの連続性により，回遊性や潜在性の向上に努めます。 ・積極的な緑化により，潤いの感じられる街並みを形成します。 ・建物の配置や高さに配慮し，開放的な駅前広場からの視線の抜けや，眺望に配慮した駅間空間を形成します。 ・低層部では商業施設の誘導と緑の創出により，賑わいと潤いある空間の演出に努めます。 ・公共空間との一体的な空間の確保に努め，ゆとりの感じられる連続的な歩行者空間を創出します。
農	・佐須町などに残る「農」の風景の保全により次世代に伝える景観の熟成を図ります。 ・身近に食を感じられる都市農地などの保全・活用により景観を育みます。 ・街並みの中に「農」が生きづく調和した景観を育みます。	方針①：佐須町などに残る「農」の風景の保全により次世代に伝える景観の熟成を図ります。 →武蔵野の原風景の次世代への継承 方針②：身近に食を感じられる都市農地などの保全・活用により景観を育みます。 →地域の生産活動や生活文化としての「農」の風景の創出 方針③：街並みの中に「農」が生きづく調和した景観を育みます。 →農地，緑地，住宅が混在する地域での「農」と緑の連続性に配慮した住環境の形成

視点４：届出制度による景観形成について

景観法に基づく届出及び景観条例に基づく事前協議の手続における課題に対応するため，以下の点で見直しを検討する。

〈現況・課題〉

・開発事業及び大規模開発事業を行う際に事前協議を実施するが，協議書の提出時期が実際の事業時期と開きが生じるケースがある。

〈改定の方向性〉

・計画の運用を進めるにあたり，事業の進捗状況や方針や基準の反映などが適切なされるように，事前協議に関する手続きについて見直しを検討する。

〈改定に向けたイメージ〉

・事前協議による効果が得られるよう，運用実態に即しつつ，開発行為及び大規模開発行為の事前協議書の提出期間の見直しを検討する。

現行の事前協議の状況

行為		対象	事前協議書の提出時期
開発事業		①開発区域の面積　500 ㎡以上 ②次のいずれかに該当する建築物 高さ　：10mを越える建築物（一戸建ての住宅は除く） 階数　：地上４階建て以上の建築物 延べ面積：1,500 ㎡以上の建築物	○開発事業事前協議書の提出が必要な場合 ・届出の３０日前 ・開発事業事前協議書の提出日 の上記のいずれか早い日
大規模開発	大規模土地取引行為	・5,000 平方メートル以上(国，地方公共団体等は 1,000 平方メートル以上)の土地に関する権利の移転又は設定を行う行為	大規模土地取引行為の日の 6 か月以上前まで
	大規模開発事業の土地利用構想	・事業施行面積が 5,000 平方メートル以上の開発事業 ・100 戸以上の集合住宅又は延べ面積が 10,000 平方メートル以上の建築物の建築	○大規模土地取引行為を経る場合 ・大規模土地取引行為により土地に関する権利の移転する日の 3 か月以上前，かつ，当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期まで ○大規模土地取引行為を経ない場合 ・土地に関する権利の移転等の契約を伴う場合は，当該契約を締結する日の 3 か月以上前，かつ，当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期まで ・土地に関する権利の移転等の契約を伴わない場合は，当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期まで

・事業規模に応じて配置や意匠・デザインの計画時期が異なるため，事業主体と市が景観計画での方針や基準について調整及び意見交換が可能な時期を考慮した事前協議を行えるようなものとする。

視点５：景観重要建造物，重要樹木，公共施設等について

公共施設については，「甲州街道」「多摩川」「神代植物公園」を指定しており，建造物，樹木については，指定の方針や指定の基準が示されているが，市民アンケートなどを踏まえて，以下の点で見直しを検討する。

〈現況・課題〉

・公共施設については「甲州街道」「多摩川」「神代植物公園」を指定している。

・景観重要建造物，重要樹木については，指定方針，指定基準を規定。

〈改定の方向性〉

・公共施設については，市民アンケートの結果等をもとに追加指定に向けた検討を行う。

・景観重要建造物，重要樹木についても，市民が大事にしたいと考える建物や樹木などを市民アンケート結果から検証し，今後の景観資源候補として抽出に向けた検討を進める。

〈改定に向けたイメージ〉

・市民アンケート結果を参考に，公共施設については「甲州街道」「多摩川」「神代植物公園」に続く施設を検討する。

【意見の多かった施設等】

建造物	深大寺，布多天神社，国領神社，青渭神社
樹木	仙川駅の桜，国領神社の藤，青渭神社のケヤキ
公共施設等	野川，桜並木（スタジアム通り，染地通り，多摩川） 調布駅前広場，神代植物公園と自由広場，甲州街道，多摩川
その他	田園風景（佐須・カニ山），深大寺自然広場 桜並木（多摩川住宅）

・重要建造物及び樹木については，アンケート結果を踏まえ，候補となる対象物に関する資源マップの作成に関する取組を「景観まちづくりの取組（現行計画/11-2）」に明記し，今後の指定に向けた活動に繋げる。

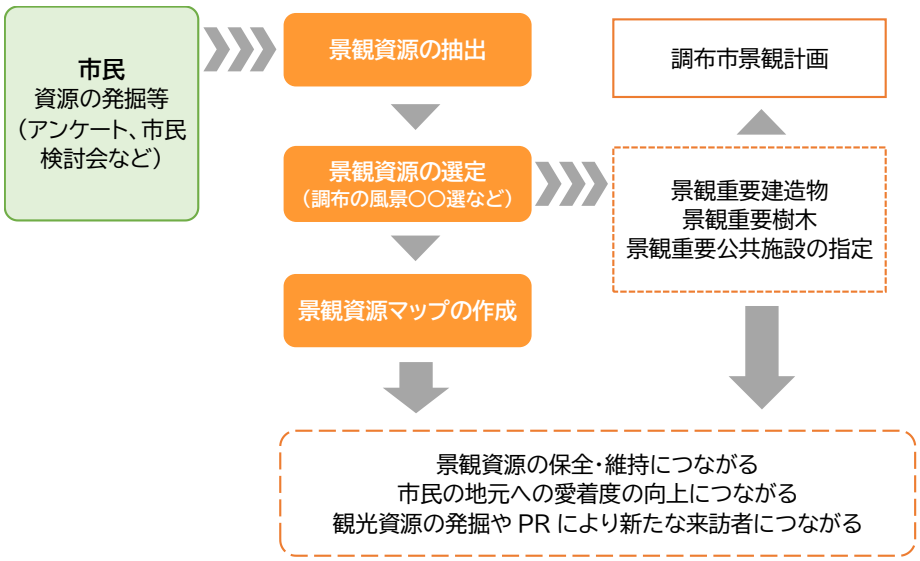

視点６：市民意識の変化や新たなツールへの対応

調布市の景観形成に考慮されるべき新たな視点について，以下の点で見直しを検討する。

〈現況・課題〉

・市民意識や技術の発展や考え方の変化などもあり，新たなツールの活用や公共空間への意識の変化も見られるなか，景観形成の観点から対応していくことが必要になる。

〈改定の方向性〉

・国・東京都等でも指針が示されている夜間景観，デジタルサイネージ，プロジェクションマッピングなどについて方向性を検討する。
・規制対象となっていない多様な広告物についての考え方や街路樹の整備，無電柱化の推進についての考え方，駅前広場等の整備進捗による公共空間からの見え方への配慮などについて方向性を示す。

〈改定に向けたイメージ〉

新たに計画に盛り込む（追加する）内容について

・窓面広告などの規制対象となっていない多様な広告物についての考え方
・公共施設（道路駅前広場）からの見え方・街路樹整備，無電柱化の考え方
・東京都の指針等を参考に，「夜間景観」に関する考え方を示す。

○夜間景観に関する方針を追加（案）
【良好な夜間景観の形成】 ①地域の特性を活かした魅力ある夜間景観の形成 ・駅周辺や商業地では賑わいや魅力とともに地域としての一体感を感じる夜間景観を演出する ・周辺に配慮しつつ，歴史的・文化的資源の魅力を高める夜間景観を演出する。 ②安全で安心できる良好な夜間景観の形成 ・沿道では，連続性とともに周辺環境に配慮した夜間景観を演出する。 ・田園や河川等の自然景観周辺では落ち着きのある夜間景観を演出する。 ・住宅地ではやすらぎと落ち着きのある周辺環境と調和した夜間景観を形成する。 ③環境に配慮した夜間景観の形成 ・環境にやさしい，省エネルギーに取り組む，良好な照明環境づくりを形成する。

・「屋外広告物の表示等（現行計画/第９章）」に，市の広告物景観の指針となるガイドラインの存在やあらたなツールとなるデジタルサイネージやプロジェクションマッピング等の考え方を追加する。

現行	変更イメージ案
現在，市内で屋外広告物を表示する場合の許可申請等の手続きは，「東京都屋外広告物条例」に基づいて，許可区域にあっては，広告物の種類等により市の広告物担当係等あるいは多摩建築指導事務所担当課に申請し，それぞれ種類や規模に応じて許可を得ることになっています。 市では，こうした「東京都屋外広告物条例」に基づく景観誘導と，市が景観計画により進める建築物や工作物等に対する景観誘導との連携を図りながら，市内の一層良好な街並み景観の形成に向けて取り組んでいきます。	景観計画で進める建築物や工作物等に対する景観誘導との連携を図りながら，調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編）で示した内容を踏まえつつ，良好な屋外広告物の景観形成に向けて適切な誘導を図ります。 また，近年多くみられるようになったデジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの新たな技術をはじめ，照明などを活用した広告物についても，地域の特性などを踏まえつつ周辺景観への影響を考慮しながら適切に誘導を行います。 なお，市内で屋外広告物を表示する場合の許可申請等の手続きは，「東京都屋外広告物条例」に基づいて，許可区域にあっては，広告物の種類等により市の広告物担当係等あるいは多摩建築指導事務所担当課に申請し，それぞれ種類や規模に応じて許可を得ることになっています。

視点７：協働による身近な景観まちづくりについて

市民，事業者の景観に対する意識をより一層高めていくため，協働による景観まちづくりの取組の促進に向けて，以下の点で見直しを検討する。

〈現況・課題〉

・小学校区単位での景観まちづくり方針案を作成したが，市民意向が十分は反映出来ていない可能性がある。

・景観まちづくりに取組については，市民・市・事業者の協働という表現で整理されているが，市がベースとなるものが多くなっている。

〈改定の方向性〉

・景観まちづくり市民検討会等での調査･検討内容を活用し，小学校区の景観まちづくり方針案に市民意向等を反映する。

・市民アンケート結果を踏まえ，役割分担や取組方法について検討する。

〈改定に向けたイメージ〉

小学校区別の景観まちづくりについて

・11 章協働による身近な景観まちづくりで整理されている「小学校区別の景観まちづくり（案）」について，計画策定後の街づくりの進展や新たに市民意向を把握し見直しを図る。

【市民検討会での各小学校区の調査・検討】

○身近な地域で景観まちづくりとして魅力ある場所や風景等の発見

○優れた，気になる景観資源や地域の特徴を活かすための場所等を発見し，それらを景観まちづくりに活用するための提案

○景観特性や景観資源のあらたな発見

○調査内容を踏まえて市民検討会で検討（各小学校区でのグループワーク）

市民の意向把握

更新（資源・方針など）

○市民・事業者・行政の役割の明確化

・市民をはじめ事業者においても景観計画の考え方への理解とともに参加を促すことを踏まえ，協働で進めていくことを基調としつつ「市民・市・事業者」の役割などを明記し，それに伴う各自の取組事項についてアンケート結果等を踏まえて検討する。

→「市民」「事業者」「行政」が協調・連携して良好な景観形成を進めるためにそれぞれの役割の明確化

対象	役割	役割の実施イメージ
市民	・市民一人一人が景観まちづくりの大切さを認識 ・地域の景観まちづくりの参加や景観資源 ・身近な景観資源の発掘や情報発信	・地域の環境美化 ・身近な緑化の推進 ・景観資源の発見や情報発信 ・地域での交流　など
事業者	・事業活動を通じての景観まちづくりへの貢献 ・地域の景観特性や景観資源に配慮した景観まちづくりへの参加	・施設の景観に配慮した維持管理 ・敷地内や隣接した沿道の緑化の推進 ・地域に調和して施設や広告物のデザインの工夫 ・地域の景観まちづくりへの参加　など
行政	・各種制度の充実と推進 ・市民や事業者等との交流の場の設置 ・公共施設の整備や維持管理	・景観まちづくりの普及・啓発 ・景観まちづくりの推進 ・景観に配慮した公共事業の推進 ・推進体制の充実　など